

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七三五・本荘保健所)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(七三六・本荘保健所)……………	1
大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(七三七、七三八・商工業振興課)……………	1
道路区域の変更(七三九・道路環境課)……………	2
建築基準法による公開による意見の聴取(七四〇・建築住宅課)……………	3
開発行為に關する工事の完了(七四一・山本地域振興局建設部)……………	3
開発行為に關する工事の完了(七四二・仙北地域振興局建設部)……………	4
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(環境整備課)……………	4
県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)……………	4
市町村営土地改良事業の同意(山本地域振興局農林部)……………	4
県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部)……………	4
市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………	4
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)……………	5
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一一七)……………	5
政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(一一八)……………	6
政治団体の解散の届出(一一九)……………	8
政治団体の収支に關する報告書(一二〇)……………	8
監査委員公告	
監査結果の公表(一〇)……………	9

告示

秋田県告示第七百三十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
すずらん診療所	秋田県由利郡仁賀保町平沢字行 七森十番七号	平成十五年七月三十一日
金病院	秋田県由利郡象潟町字後田三十 四一	平成十五年七月三十一日

秋田県告示第七百三十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
すずらん診療所	秋田県由利郡仁賀保町平沢字行 七森十番地七	平成十五年八月一日
金病院	秋田県由利郡象潟町字後田三十 四一	平成十五年八月一日

秋田県告示第七百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田市内ショッピングセンター

大館市秋田内字稲荷山下二百九十四番地外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年九月三日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月十二日から同年十月十四日まで

秋田県告示第七百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
		旧	御所野安田線					
B	A		B	A	横手市本町四四番一地从先から大町三三番地先まで	七・八〇〇〇	〇・二五一	
					横手市本町四五番一地从先から大町三三番地先まで	一一・〇〇〇〇	〇・一五一	
					横手市本町四四番一地从先から大町三三番地先まで	一一・〇〇〇〇	〇・三二九	
					横手市本町四四番一地从先から大町三三番地先まで	一一・〇〇〇〇	〇・三二九	

を縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

なかよしターミナルビル

秋田市千秋久保田町四番二号外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年九月三日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月十二日から同年十月十四日まで

秋田県告示第七百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

新	旧						新
	御所野安田線						
御所野安田線	横手市本町四番一から大町三三番地先まで	D	C	B	A	D	C
		横手市四日町二四番三から三三番一まで	横手市本町三番三から二一五番一まで	横手市本町四番一から大町三三番地先まで	横手市本町四五番二地先から大町三三番地先まで	横手市四日町二四番三から三三番一まで	横手市本町三番三から二一五番一まで

この表において「A」、「B」、「C」及び「D」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年九月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 意見の聴取の期日 平成十五年九月十八日 午後一時三十分
- 二 意見の聴取の場所 二ツ井町字上台一番地一
二ツ井町役場 二階大会議室
- 三 許可しようとする建築物の建築の計画
建築物の用途 観覧場
- (二)(一) 建築物の場所 二ツ井町字上台地内

秋田県告示第七百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により平成十五年

二月二十七日付け指令山建 千六百二十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山本町外岡字逆川八十九番六号
株式会社やまもとゴルフガーデン
代表取締役 高 橋 金 正
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
能代市浅内字大館南沢六十四番八、六十四番十五、六十四番二十一、六十四番二十三、六十四番二十四、六十四番二百八十三、六十四番二百八十五、六十四番二百八十六、六十四番二百八十八、六十四番二百八十九、六十四番二百九十、六十四番二百九十三、六十四番三百六、六十四番三百七、六十四番三百八、六十四番三百九、六十四番三百十、六十四番三百十一、六十四番三百十二、六十四番三百十三、六十四番三百十四、六十四番三百十五、六十四番三百十六、六十四番三百十五、六十四番四百五十六、六十四番四百五十八、六十四番四百五十六、六十四番四百五十七、五十三番、五十五番、六十四番二百九十六、六十四番二百九十八、六十四番二百八十七、六十四番二百九十一、六十四番二百九十二、六十四番九、六十四番二百九十九、六

十四番十七、六十四番三百一、六十四番二百九十七、五十番及び六十四番十三
 秋田県告示第七百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年九月十二日付け指令仙建 二十八 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 神奈川県横浜市南区前里町一丁目二十番地
 大徳興業株式会社 代表取締役 三 井 徳 益
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 大曲市戸蒔字福田 五十二番一、百三十六番一、百三十七番一、百三十八番一、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十番及び百五十一番
 大曲市戸巻町 四百十八番、四百十九番、四百二十番、四百二十一番、四百二十二番一及び四百二十二番二

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
 秋田県環境保全センターD区処分場整備工事 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県生活環境文化部環境整備課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
 平成十五年九月二日
- 四 落札者の名称及び住所
 秋田振興・高吉・進藤・西仙・協和特定建設工事共同企業体
 大曲市大曲西根字嶋村六〇

五 落札金額
 五十六億七百万円

六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 七 一般競争入札の公告を行った日
 平成十五年七月二十二日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（市野地区県営ほ場整備事業）担い手育成型）換地計画の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年九月十六日から平成十五年十月十五日まで
- 三 縦覧場所 琴丘町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、琴丘町から協議のあった土地改良事業（鹿渡地区農村振興総合整備統合補助事業（農村基盤整備型））の施行について、平成十四年九月五日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十五年九月五日県営土地改良事業（新荘地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、千畑町から協議があった土地改良事業（千屋地区農村振興総合整備統合補助事業（農業用排水施設整備））の施行について、平成十五年九月四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年九月十二日

一 入札に付する物件の所在地、面積等

所 在 地	区 分 地 目	面 積 (㎡)
札幌市南区真駒内上町二丁目四番一	土 地 宅 地	三四三・五六

秋田県知事 寺田典城

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付場所及び期間

場 所	期 間
秋田県北海道事務所 (電話〇一一二四一一三三三)	平成十五年九月十二日(金)から同月二十九日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
北海道経済センター七階小会議室(札幌市中央区北一条西二丁目)	平成十五年九月三十日(火)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党平鹿町支部	川崎 繁	飯野 由見雄	平鹿郡平鹿町下吉田字石川原四十三番地	自由民主党		平成十五年八月十一日

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者)でその事実があつた後二年を経過していないものを除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
- 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
- 印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

八 その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八八六〇二七三六)に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、平成十五年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
千葉友悦後援会	高橋 錬太郎	仙北郡中仙町清水字上大蔵七十八番地四	平成十五年八月二十二日
	高橋 和		

秋選管告示第百十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項		主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内					旧	容	
自由民主党能代支部				竹内 宏	熊谷 健	自由民主党秋田県大樹支部			平成十五年八月四日
自由民主党天王支部				三浦 兼	福司 満	自由民主党皆瀬支部			平成十五年八月五日
自由民主党皆瀬支部				高橋 秀一	伊藤 多郎兵衛				平成十五年八月二十日
				西村 武	畠山 俊夫				"
				松谷 福三	矢田部 昌				
				北秋田郡合川町木戸石字屋布袋四十九番地					

	田村富男後援会	伊藤邦彦後援会	梶原直後援会	土肥茂宏後援会	稲庭地区遠藤幸次と語る会	鬼川頼男後援会	中田吉穂後援会	石山一彦後援会	和田勇治後援会	鳥井修後援会	維新政党新風秋田県本部	秋田県林業政治連盟	秋田県農協政治連盟	石井洋佑後援会
主たる事務所在地	代表者	代表者	主たる事務所在地 会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所在地 会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	主たる事務所在地 会計責任者	代表者	会計責任者	代表者
南秋田郡大潟村字西三丁目二番地四	小笠原 幸一	伊藤 哲雄	仙北郡西木村上荒井字新屋六十八番地 梶原 昭裕	浅野 喜秀	阿部 修悦	雄勝郡稲川町字鍛冶屋布百三十一番地 鬼川 美保子	鬼川 頼男	中田 満穂	金野 環	和田 千ヨ	佐藤 幸介	由利郡仁賀保町平沢字山王森七十四番地一 阿部 勝行	岡田 裕夫	高松 隆司
南秋田郡大潟村西三丁目二番地十	斉藤 清武	藺藤 辰之助	仙北郡西木村上荒井字中屋布百十五番地 梶原 クニ子	宮田 和司	佐藤 徳朗	雄勝郡稲川町字三嶋九十一番地 鬼川 浩	山手 勝久	佐々木 春雄	金野 彦資	米倉 芳孝	田口 正信	内秋田市飯島道東二丁目十一番十七号I・T・O 藤島 直一	船木 耕太郎	近藤 比久
	"	平成十五年八月二十六日	平成十五年八月二十五日	"	平成十五年八月二十二日	平成十五年八月二十一日	平成十五年八月二十日	平成十五年八月十九日	平成十五年八月十八日	平成十五年八月十一日	平成十五年八月七日	平成十五年八月六日	平成十五年八月五日	平成十五年八月四日

土田章悟後援会		代 表 者	池 端 哲 夫	平成十五年八月二十六日
秋田県農協政治連盟あきた北支部		会 計 責 任 者	渡 辺 秀 広	平成十五年八月二十七日
浜田あきら後援会		主たる事務所の所在地	北秋田郡阿仁町銀山字下新町六十九番地	"
和田三九郎後援会		会 計 責 任 者	和 田 文 幸	"
田中よくお後援会		代 表 者	金 野 晃 良	平成十五年八月二十八日
		会 計 責 任 者	田 中 征 子	
		代 表 者	田 中 夫 二 郎	
		会 計 責 任 者	金 野 晃 良	

秋選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十五年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月十二日

一 政党

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県秋豊政経会支部	平成十五年八月二十六日	平成十五年八月二十八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岸部良一後援会	平成十五年七月十七日	平成十五年八月十七日
千葉友悦後援会	平成十五年八月十八日	平成十五年八月二十二日
中西藏之助後援会	平成十五年八月二十五日	平成十五年八月二十六日

秋選管告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県秋豊政経会支部

報告年月日 平成15年8月28日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ウ) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入

14,411円

14,411円

1円

14,411円

1円

1円

1円

合計	1円
(ア) 支出の内訳	
経常経費	14,411円
事務所費	14,411円
合計	14,411円

その他の政治団体

政治団体の名称 岸部良二後援会

報告年月日 平成15年8月17日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 8,609円

前年繰越額 8,609円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
千葉友悦後援会	平成15年8月22日
中西藏之助後援会	平成15年8月26日

副 査 査 査 査

監査結果公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199号第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成15年9月12日

秋田県監査委員 安 村 正 義
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫

監 査 簡 所 監 査 年 月 日 監 査 委 員

企 業 局 平成15年7月10日 安 村 正 義
 菅 原 龍 典

平成15年7月15日 小 安 山 正 昭
 小 菅 山 玉 田 和 夫

脳血管研究センター 平成15年7月11日 小 菅 山 正 昭
 小 菅 山 玉 田 和 夫

平成15年7月14日 小 菅 山 正 昭
 小 菅 山 玉 田 和 夫

リハビリテーション・精神医療センター 平成15年7月11日 小 菅 山 正 昭
 小 菅 山 玉 田 和 夫

平成15年7月14日 小 菅 山 正 昭
 小 菅 山 玉 田 和 夫

菅 山 正 昭
 菅 山 玉 田 和 夫

(企 業 局)

1 監査の対象

平成14年度における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況

2 経営の概況

(1) 電気事業会計

ア 売電電力量及び電力料収入実績

 鎧畑発電所ほか14発電所 440,178,390kwh

 売電電力量 3,894,877,180円

 電力料収入

イ 予算の執行状況

 収益的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 4,080,382,000	円 4,118,808,005	円 -	円 -
支出	3,719,509,000	3,685,397,341	-	34,111,659

資本的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 11,239,000	円 11,239,000	円 -	円 -
支出	1,227,780,278	1,187,016,764	17,448,000	23,315,514

資本的収入額（他会計からの長期貸付償還金11,239,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額1,187,016,764円は、減価積立金162,000,000円、中小水力発電改良積立金9,327,400円、過年度分損益勘定留保資金995,099,484円及び当年度分消費税資本的収支調整額20,589,880円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は3,923,704,493円、総費用は3,510,883,709円で、差し引き412,820,784円の純利益が生じている。

(2) 土地造成・資金運用事業会計

ア 土地の買収及び売却状況

当年度買収面積	当年度売却面積	当年度未残面積
m ² 15,638	m ² 47,515	m ² 2,848,976

イ 予算の執行状況
収益的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 901,341,000	円 902,529,646	円 -	円 -
支出	1,987,909,000	1,972,446,802	-	15,462,198

資本的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 2,832,460,000	円 2,832,458,460	円 -	円 -
支出	2,965,348,000	2,886,877,161	462,200,000	32,270,839

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金238,133,216円を除く。）が資本的支出額に不足する額92,551,917円は、土地造成・資金運用積立金57,483,110円及び過年度分損益勘定留保資金235,068,807円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は902,529,646円、総費用は1,972,446,802円、差し引き1,069,917,156円の純損失となっている。

(3) 観光施設事業会計

ア 観光施設利用者数及び収入実績

区分	利用者数	収入金額
男鹿水族館	人 64,338	円 56,992,953
男鹿桜島荘	26,652	191,043,761
計	90,990	248,036,714

イ 予算の執行状況
収益的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 411,741,000	円 410,659,624	円 -	円 -
支出	1,008,305,000	996,021,801	-	12,283,199

資本的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 1,249,373,000	円 1,249,373,000	円 -	円 -
支出	1,249,373,000	1,249,372,216	-	784

ウ 経営成績

当年度の総収益は398,132,282円、総費用は974,714,335円、差し引き576,582,053の純損失となっている。

(4) 工業用水道事業会計

- ア 給水量及び収入実績
秋田工業用水道
契約給水量 57,717,850 m³
実績給水量 51,282,208 m³
収入金額 851,969,817円
- イ 当年度に実施した建設改良工事等

事業名	支出額
秋田第二工業用水道建設事業	円 274,037,379

工業用水道玉川水源事業	640,452,398
秋田工業用水道改良	398,503,994
計	1,312,993,771

ウ 予算の執行状況
収益的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 971,430,000	円 971,362,841	円 -	円 -
支出	742,729,000	716,872,483	-	25,856,517

資本的収支

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	円 2,039,416,000	円 2,023,022,296	円 -	円 -
支出	2,388,035,000	2,364,652,152	-	23,382,848

資本的収入額が資本的支出額に不足する額341,629,856円は、減積立金141,698,723円、過年度分損益勘定留保資金176,862,996円、当年度分消費税資本的収支調整額18,722,149円及び過年度分消費税資本的収支調整額4,345,988円で補てんしている。

エ 経営成績

当年度の総収益は925,138,768円、総費用は697,728,170円で、差し引き227,410,598円の純利益が生じている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理については、適正に執行さ

れていると認められた。

(病院事業会計)

- 1 監査の対象
平成14年度における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況
- 2 経営の概況
- ア 病床利用状況

	床	人	%
脳血管研究センター	160	98.1	61.3
リハビリテーション・精神医療センター	300	240.6	80.2
計	460	338.7	73.6

区 分	総病床数	一日平均患者数(入院)	病床利用率
-----	------	-------------	-------

イ 診療実績

区 分	患者延人員			計	収 入		
	入 院	外 来	計		入 院	外 来	計
脳血管研究センター	35,790 人	52,776 人	88,566 人	1,347,512,013 円	530,575,689 円	1,878,087,702 円	
リハビリテーション・精神医療センター	87,836	13,933	101,769	1,486,057,526	143,179,351	1,629,236,877	
計	123,626	66,709	190,335	2,833,569,539	673,755,040	3,507,324,579	

ウ 予算の執行状況
収益的収支

区 分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額
脳血管研究センター	3,816,154,000	3,795,543,895	-	-
リハビリテーション・精神医療センター	3,916,534,000	3,912,516,770	-	-

	計	7,732,688,000	7,708,060,665	-	-
支	脳血管研究センター	円 4,049,128,000	円 3,942,525,389	円 -	円 106,602,611
出	リハビリテーション・ 精神医療センター	4,132,519,000	4,043,538,606	-	88,980,394
	計	8,181,647,000	7,986,063,995	-	195,583,005

資本的収支

区 分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額	
収	円 321,000,000	円 304,000,000	円 -	円 -	
入	リハビリテーション・ 精神医療センター	-	-	-	
	計	321,000,000	304,000,000	-	
支	脳血管研究センター	861,239,000	844,340,600	円 -	円 16,898,400
出	リハビリテーション・ 精神医療センター	355,848,000	355,847,035	-	965
	計	1,217,087,000	1,200,187,635	-	16,899,365

資本的収入額が資本的支出額に不足する額896,187,635円は、減債積立金255,159,869円及び過年度分損益勘定留保資金641,027,766円で補てんしている。

エ 経営成績

当年度の総収益は7,701,560,596円（脳血管研究センター3,789,991,557円、

リハビリテーション・精神医療センター3,911,569,039円）、総費用8,014,936,053円（脳血管研究センター3,965,926,195円、リハビリテーション・精神医療センタ

—4,049,009,858円)で、差し引き313,375,457円(脳血管研究センター175,934,638円、リハビリテーション・精神医療センター137,440,819円)の純損失となっている。

3 監査の結果
 財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められた。
 なお、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センターにおける未収金の回収に、一層努める必要がある。

誤

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県能代第一支部	能登祐一	宮腰 治	能代市御指南町一番四十五号	平成十五年七月十六日
自由民主党秋田県第三選挙区支部	村岡兼造	山形屋 郁三	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	平成十五年七月二十四日

正

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県能代市第一支部	能登祐一	宮腰 治	能代市御指南町一番四十五号	自由民主党		平成十五年七月十六日
自由民主党秋田県第三選挙区支部	村岡兼造	山形屋 郁三	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	自由民主党		平成十五年七月二十四日

自由民主党秋田県第三選挙区支部は、名称変更と同時に主たる活動区域の変更により秋田県選挙管理委員会届出に変更(旧 自由民主党秋田県衆議院比例区第一支部)平成十五年八月八日(第千四百九十四号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第百七

号(政治団体の解散の届出)
 (原稿誤り)
 政党の表中
 誤

自由民主党秋田県第三選挙区支部	平成十五年六月十二日	平成十五年七月十一日
-----------------	------------	------------

正	誤
ページ	誤
行	正
平成十五年八月八日(第千四百九十四号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第百五号(政治団体の設立の届出) (原稿誤り) 政党の表中	

正

自由民主党秋田県第三選挙区支部	平成十五年六月十二日	平成十五年七月十一日
自由民主党平鹿町支部	平成十五年七月二十二日	平成十五年七月二十四日

平成十五年九月五日(号外第一号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第百十六号(政

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄